

療養担当規則等に基づき厚生労働省が定める掲示事項

■ 入院基本料に関する事項

当院の一般病棟では、1日に18人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

日勤（8：30～16：30）	看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
準夜勤（16：30～0：30）	看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。
深夜勤（0：30～8：30）	看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。

当院の回復期リハビリテーション病棟では、1日に16人以上の看護要員（看護職員11人以上、看護補助者5人以上）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

日勤（8：30～16：30）	看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です。
準夜勤（16：30～0：30）	看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内です。
深夜勤（0：30～8：30）	看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内です。